康熙雍正時代における日清貿易

佐伯富

目次

一　貞享以前における貿易の統制
二　正德貿易新例
三　信牌の入手　(一)
四　信牌の入手　(二)
五　長崎貿易による中國商人の利潤
六　信牌問題
七　信牌問題の原因
八　雍正帝の通貨政策
九　總商の設立
十　結語

一　貞享以前における貿易の統制

清代、日本と中國との貿易關係については、すでに矢野仁一博士が、東亞經濟研究や長崎市史通交貿易編に詳細な研究を發表せられてゐる。本稿もこれらの名篇に負ふ所多く、博士の引用せられた雍正硃批諭旨や通航一覽の史料をそのまゝ拜借した所も尠くない。一々註記しなかつたのは煩をいとふためで、劈頭に先づ謝意を表しておきたい。本稿では正德五年（西曆一七一五年・康熙五十四年）長崎における貿易新例を中心にして、兩國の貿易關係を考察するが、この問題についてはすでに矢野博士が論及せられた所である。今更めて稿を起す所以は、先づ正德新例發布の經緯を考察し、次に正德新例發布の結果、中國においては、いはゆる信牌（倭照）問題を惹起し、政治的にも大きな問題に發展し、最後には康熙帝の勅裁を仰がなければならぬほど重大化するが、それは一體いかなる理由によるものであるか、その原因を考察し、また當時の長崎貿易が、中國

のいかなる政治的・經濟的背景のもとに行はれたかを考へるにある。さらに長崎貿易が當時の世界經濟の動きといかに結びつくか、つまり日清貿易が世界經濟發展の上においていかに評價せられるべきであるか、といふ問題にまで掘下げて行かなければならぬが、今はなほ研究の途上にあり、資料が充分整備してゐないので、小さな問題を小さな問題として論ずるに止めたい。

日本と中國との貿易、つまり中國船の來航はすでに古くからあることは周知の通りである。たゞ清代におけるやうな長崎貿易、すなはち銅斤採買のために中國船が多數長崎に來航するやうになつたのは、十六世紀の末から十七世紀の初めにかけてゞある。中國では明の萬曆年間にあたり、我が國では德川幕府が江戸にその基礎を定めた頃である。尤も西川如見の長崎夜話草「唐船始入津之事」によれば、永祿五年（一五六二年・明・嘉靖四十一年）には、すでに中國船が始めて入港した由が見えるが、多數の中國船が長崎に來航するやうになつたのは慶長年間である。慶長九年（一六〇四年・萬曆三十二年）に長崎に譯官がおかれたのは、この頃中國船が多數長崎に入港してゐたためであらう。通航一覽卷一四七「通事役」に長崎志を引き

慶長九甲辰年、唐人馮六和語を曉れるを以て、はしめて唐通事を命せらる。（後增減あり、大通事六人となり、また四人となる。）

とあり、慶長九年には唐人馮六が通事に任命せられたことを傳へてゐる。更に、同書には

慶長九甲辰年、馮六といふ唐人（中略）日本詞を習ひ覺し故、始て唐通事役被仰付。これ明の萬曆・崇禎に至て（自注、日本天正・慶長に當る。）明朝と清朝の兵亂大に起て、人民甚だ困厄に逼り、其難を遁れんため、商買を營む者而已にも限らず、數强の唐人家資財物を携へ來て、長崎に居住を願ふ者多かりしと也。船數も漸々多く成り、九州薩摩阿久根、筑前博多、豊後府內、肥前にては五島、平戸、大村、長崎諸處に着岸すといへとも、就中長崎港に着岸多く、諸用繁多なる故、慶長九年以來追々長崎にて唐通事役人出來。（長崎志）

と見え、中國船が多數長崎に入港するやうになつたため、慶長九年、始めて唐通事を置いた旨を言つてゐる。

これらの中國船は、德川幕府が天主教を禁止し、貿易を

統制する必要から、寛永十二年（一六三五年、崇禎八年）以來、長崎一港を限つて貿易を許されることになつた。さらに寛永十六年には天主教の禁止を徹底するため、貿易は中國人とオランダ人にのみ限つて、長崎において許可した。當時兩國の輸入品の大宗は生絲・絹織物・砂糖・香料・藥種等であつたが、我が國においては產業がなほ未發達で特產物がなく、最初は金銀銅、就中金銀が多量に輸出せられた。ところが幕府の基礎が漸く固まり、社會が安定して經濟活動が盛んになると、金銀の流出が經濟界に大きな影響を與へることに氣づき、金銀の流出を防止せんとする政策がとられた。すでに寛永十八年（一六四一年・崇禎十四年）には金の輸出が禁止せられた。寛文四年（一六六四年・康熙三年）には金の持渡禁止は一部解かれ、同八年（一六六八年・康熙七年）には金の輸出は解禁になつたが、銀の輸出が禁止せられた（泉屋叢考第九輯三〇頁）。その後間もなく中國に對しては銀の輸出が解禁せられ（小葉田淳博士、鎖山の歷史「金銀外國貿易の展開」）、多額の金銀が流出することになつたので、寛文十二年（一六七二年・康熙十一年）には貿易法を改正した。これまでは內外商人の相對自由貿易を許したため、外國商人が自由に値段を吊上げ輸入金額が著しく增大し、多額の金額が流出した。そこで先づ京・江戸・大阪・堺・長崎の五箇所商人から目利役（鑑定人）を出し、輸入物貨を評價させ、奉行所でこの評價に基き、比較的低い適當な價格を定め、これを外國商人に示し、その同意を得て購入する。もし同意しなければ積歸らせることにした。この貿易法が貨物市法商賣法といはれた（泉屋叢考第九輯四一頁）。

ところでこの市法商賣法の實施によつて、ある程度輸入金額を抑制し、金銀の流出を防止しえたが、輸入金額に制限がなかつたために、外國商人は輸入貨物の量を增加した。これがために多額の金銀が流出し、本法施行の意味がなくなつた。そこで貞享二年（一六八五年・康熙二十四年）には貿易額を制限し、中國船に對しては銀高六十萬兩、オランダ船に對しては金五萬兩（銀三十萬兩）の輸入額を認めた。この貿易制度の改革が御定高商法と稱せられる。寛文十二年度の輸入額は、オランダ方金十四萬九千四百二十六兩餘（通航一覽卷一六一）すなはち銀に換算すると百一萬六千一百兩、中國船方銀百五十萬八千二百餘兩（同書卷一六〇）、合計約銀二百五十餘萬兩であるから、貞享二年の輸入額は約三分の一に

抑制せられたわけである。通航一覽卷一五八に

慶長以來商舶入津の船隻、及び商賣金銀の員數定まりなかりしが、貞享二乙丑年、唐・阿蘭陀船とも、その定限の命令を下し給ふ。

とあり、更に同書には

貞享二乙丑年秋、嚴令を下し清朝諸州の船へ白銀六千貫目（著者註、一貫は百兩）、紅夷船へ三千貫目、通計九千貫の外は、諸色買取ましきよし定めさせ給ふ。（鼇尻）

とある記事によつて、その間の事情が推察せられるであらう。

ところで、貞享元年は康熙二十三年に當り、これまで鄭氏が臺灣に據り、清朝に反抗してゐたが、前年清朝に降伏したので、この年、海禁を解除した。これがために、これまで數隻乃至數十隻にすぎなかつた長崎入港の中國船がにはかに增加し、貞享二年には七十七隻、三年八十七隻、四年百二十九隻、元祿元年、百七十四隻といふ風に激增してゐる。元祿元年は、オランダ船を加へると百九十二隻にも及んでゐる（岩生成一博士「近世日支貿易に關する數量的考察」史學雜誌六二卷、一一號）。恐らく貞享二年の輸入額の制限は、貞享元年における中國の海禁解除の報が幕府當局にもたらされてゐたので、採られた處置に相違あるまい。

ところで、貿易額を制限してゐるところへ多數の中國船が押寄せると、どうしても密貿易が行はれる。そこで元祿元年（一六八八年・康熙二十七年）には中國船を七十隻に制限し、その他は積戻しを命じてゐる。通航一覽卷一五八に「長崎虫眼鏡」を引き

貞享五戊辰年（按するに、九月晦日元祿と改元）秋ふねより唐人船數七十そう仰付られ、商買致へきむねおほせわたさる。

とあり、さらにこれに續いて

元祿二己巳のとし、春船廿艘、なつふね三十そう、冬船廿そう、合七十そうふん商賣仰付られ、あまり舟はつみもどす。おらんだ舟かずは御かまひなし。其ゆゑはおらんだ一ふん銀高御さためゆゑなり。唐人は國々たかふによつて、舟かずをもつてわり付らる。

と見えてゐる。中國船各州の割振りについては、同書卷一五九に「長崎市尹書留」を引き、元祿元年の記事として、左のごとく見えてゐる。

春船二十艘

一、南京五艘　一、寧波七艘　一、普陀山二艘
一、福州六艘

夏船三十艘

一、南京三艘　一、泉州四艘　一、寧波四艘
一、漳州三艘　一、咬嚩吧二艘　一、柬浦寨一艘
一、普陀山一艘　一、厦門五艘　一、太泥一艘
一、福州四艘　一、廣東二艘

秋船二十艘

一、南京二艘　一、交趾三艘　一、暹羅二艘
一、高州二艘　一、福州三艘　一、寧波一艘
一、廣東四艘　一、東京一艘　一、潮州二艘

合七十艘

左の記事によつて、江蘇・浙江・福建・廣東から中國船が來航したことが分る。なほ、この外に暹羅・咬嚩吧等中國以外から來航した船も中國船と認められてゐるのは、來航した者が南方諸地方に活躍してゐた華僑か、もしくは華僑の資本による船であつたためであらう。

先に述べたやうに、貞享二年の貿易額は從來に比べると三分の一にも及ぶ大幅な制限が加へられた。これに對して中國・オランダ兩國人から緩和方の哀訴がなされたのみならず、日本商人からも貿易額增加の歎願がなされたらしい。こゝで特に注意すべきは、銅貿易商人が貿易額の增額を訴願したことである。すなはち、輸入額制限のため、中國人・オランダ人は銅を購入する資金が缺乏するから銅を買はなくなり、銅貿易商人が窮地に陷るであらう。當時全國には五十箇所の銅山があり、その勞働者が二十萬人、その近鄉の炭燒人足が十萬人、大阪吹屋職人が一萬人、總計約三十一萬人に、諸國から大阪へ、大阪から長崎へ銅を廻送する廻船數千隻の人數不明の勞働者を加へると、數十萬人の勞働者が銅貿易によつて生計を立てゝゐる。もし銅貿易が不振になると、これら數十萬人の銅山・銅貿易に關係する者がその生活を脅かされるといふにあつた。ところが事實はこれに反して銅の輸出額は增大した。當時の產銅額は約九百萬斤であつたが、そのうち內地向百萬斤を除き、八百萬斤が、外地向きに拵へて長崎に廻送されてゐた。このうち五六百萬斤が輸出せられた（泉屋叢考第九輯七一頁―七五頁）。當時オランダ人は銅貿易によつて九十パーセントの利益があるといはれ

（長崎市史通交貿易編六八六頁）、中國人も同樣であつた。貞享二年における金銀流出の防止政策によつて、銅貿易は益々拍車をかけられることになつたのである。今、貞享二年における輸出入の實際について見るに、この年の輸出銅は五百六十三萬四千百斤、その代價は銀五十八萬二千四百餘兩となり、輸入定高九十萬兩のうち三分の二に當つてゐる。この銅の輸出によつて金銀の流出が餘程緩和せられたわけである（泉屋叢考第九輯七六頁―七七頁）。

なほ外國人が金銀の輸出を避け、むしろ銅の輸出を選んだのは、元祿八年における金銀貨の改鑄によつて新貨は舊貨よりも粗惡になつたことも重要な原因であらう。

二　正德貿易新例

ところで、貞享二年の御定高は實際には遵守せられなかつた。船隻も增加して額數以上に入港が許されるやうになつた。先に述べたやうに中國人・オランダ人の歎願もあつたが、とくに日本の豪商達の幕府への運動が功を奏し、貿易額を增大せしめた。通航一覽卷一六六に

貞享二年乙丑より唐船交易の歲額銀六千貫目、阿蘭陀船の金額五萬兩と定られ、元祿元年戊辰に至て、唐船の歲額七十隻と定められる。然るに元祿八年乙亥（江戶）伏見屋四郎兵衞と云者、額外に銀千貫目交易をゆるされて、價銀千貫目に當る程の物共、銅をもて買取らん事を望申す。其望所をゆるされき。是を世に代物替と云事の始とす。元祿九丙子には運上の銀一萬兩を進らすへければ、銀五千貫目の代物替を免されん事を請ふ。又望む所をゆるさる。是運上の事の始なり。

とあり、元祿八年には江戶の伏見屋四郎兵衞が額外一千貫（十萬兩）の貿易を許され、翌年には更に五十萬兩の額外貿易を聽許されてゐる。同書にはこれに續いて

其明年元祿丁丑（十年）に、長崎の商人高木彦右衞門と云者、船額七十隻の外に十隻を增され、銀額六千貫目の外に二千貫目の代物替を免されは、其運上の金二萬兩餘の銀を進らすへき由を望み申けれは、爰に於て伏見屋か代物替を停られ、高木彦右衞門か望み請ふ所をゆるさる。

と見え、豪商達が互に競爭して政府に運動し、次第に貿易額を增大して行つた經過が看取せられる。同書卷一六五「異國船商賣高年わけ」の條に、貞享二年から二十六年後の

寶永七年のことゝして

唐船商賣一萬三千貫目之銀高に候。

とあるごとく、中國船だけでも貞享二年の御定高の二倍以上に上つてゐる。

このやうに、貿易額が次第に增大する一方、密貿易も盛行した。同書「初年唐船入津□□次第」に、寶永七年頃のこととして

唐人とも近年猥に私の商賣仕候儀、畢竟日本にて商賣利德少々御座候故、少成共多く賣候へは、それを利潤と存候付、二十年以前（來？）私の商賣仕儀に御座候

と記し、中國商人は貞享以來、貿易額に制限を受け、利益が減少したために密貿易を行つてゐる由を傳へてゐる。これに續いて

西國大名衆領分浦々海上隨分入念被申付候得共、中々力に及ひ申儀に無御座候。其譯者近年唐人も日本人も拔荷商賣功（巧？）者に罷成、及晚景唐船の二三里前後を乘り通り、日暮不及眼力時、唐船ゟ漕付拔荷仕儀に御座候。たとへ五町三町の間にても、夜中故中々見出し候儀不罷成候。其上三十里も五十里も沖にて仕儀に御座候得は、此段防可申方便曾而無御座候事。

とあり、日本・中國兩國人とも密貿易を巧妙にやるので到底これを防止することが出來ないと述べてゐる。さらに同書「臨時之沙汰之次第」には

每年渡海之唐船百艘內外にて御座候。右之船之內かくし物不仕船は、五六艘も可有御座哉。其外は不殘かくし物仕候。

とあり、中國船の大部分は「かくし物」を積載してゐるといつてゐる。これに續いて

右之物を改かくし物は取上け申付、渡海停止申付候ては、先其年之商賣物曾而無御座候。左候はゝ長崎地下は不及申江戶京大坂之諸人も、唐物拂底にて可及難儀候。法は正敷可罷成候得共、先其一年日本に唐物拂底可仕候。然者急度渡海停止も多分之儀は難儀仕儀に御座候事。

とあり、殆んどの中國船がみな「かくし物」を積んで居り、もしこれを取上げ、渡海を禁止すれば、長崎地下はいふに及ばず、江戶・京・大阪等では唐物が拂底し、重大問題を惹起するから、實際には法によつてこれを取締ることが困難であると述べてゐる。このやうな密貿易によつて多額の

金銀が流出したことゝ思はれる。密貿易盛行の原因には先に述べたやうに、貿易額の制限により、中國商人の利益が減少したのみならず、日本商人の利潤も減少したことを併せ考ふべきであらう。從來のやうに多數の中國船が長崎に入港すれば、貿易品の荷揚や積込み、或ひは運搬等によつて多數の勞働者が生計を營むことが出來たが、一旦入港船が制限せられると、これらの多數の勞働者が先づ生計に窮したであらう。これらの失業者が商人の手先となつて密貿易に從事したのではないかと思ふ。同書卷一六六に「白石私記」を引き、その一節に、產銅が減少し、長崎に廻送する銅額が著しく減つたことを述べ、その結果

斯りし程に長崎地下人交易の事行はれさるか爲に、飢餓の者多く弱きものはかしこに留る唐人と通して、館中に於私販の事あり、強き者はかしこを去りて、唐船を待て、海上にして私販の事あり。

といふ狀態になつたといつてゐるのは、如上の推察を裏書きするものであらう。なほ同書卷一六五「唐船歸帆之節之事」に

一歸帆之節荷改之儀、隨分稠敷相改申儀に御座候。然共奉行の存候程には被改不申候。其譯は元祿十四年巳六月十一番南京船歸帆之節、唐人共五三人銘々懷中に銀子少つゝかくし致乘船候付、役人共悉相改、右之銀子取上申候。

とあり、中國人が歸帆の際、夫々銀を懷中に夾帶して乘船したのは密貿買によるものであることは明らかである。同書はこれに續いて

其內船番安達彥之進と申者相改候唐人及異儀候故、稠敷改候得者先に乘居候一船之唐人共、理不盡に右彥之進に手向ひ候得共、異國人之儀に御座候得は、何とそ其場を鎭可申と仕候內、大勢の唐人共彥之進取卷、船板木切れを以て散々打擲仕候付、無詮方をとしのため脇差を拔候得共、それをも事ともせす、彥之進を海へつき落し、既に溺死可仕といたし候處を近邊に繫居候番船艚よせ、彥之進相助申候。

とあり、船番の安達彥之進といへる者が、銀子夾帶の者を取調べようとして却つて袋叩きになつた事件を傳へてゐる。更に續けて曰く、

右之節唐人揚（楊?）德上と申水主へ、不心成脇差切先

頭ゟ當り申候。勿論かすり手にて御座候得は別儀無之候。
右彦之進儀、兼々何分之儀有之候とも、異國人ゟ刄を以手向ひ候儀堅停止申付置候處、脇差を拔不心成事と申せ、唐人に疵付不調法成仕形に御座候段申上候處、役儀を被取放浪人可申付旨被仰渡候。

すなはち、安達彦之進は忠實に役目を果さんとしたけれども、中國人に對し禁斷の脇差を拔き、かすり疵を負はせた廉で職を免ぜられてゐる。これがため

依之、其以後改申役人共強く改候儀遠慮仕候故、段々吟味ゆるみ申候に付、每度強く改申候樣に申付候といへとも、右之わけ御座候故いつれもうわへ計にて內心得心不仕候。依之、其以後は銀子をかくし持渡り候儀多く有之候樣に及承候間、四五年以來別而改強いたし候得共、改の役人共得心不仕候故、存儘に改強不罷成候事。

とあるやうに、この事件以後は、荷改の役人も處罰を恐れて忠實に取調べを行はなくなつたので、多額の銀が中國人の密賣買によつて流出したことをいつてゐる。

以上は正德五年前、海外流出の金銀の額が次第に多くなるに至つた事情について考察した。これがため、每年金銀の國外に流出する額は多額に上り、江戶開幕の頃からの額を總計すると莫大な額に達した。同書卷一五八「本朝金銀銅外國へ入し惣數の事」に「本朝寶貨通用事略」を引用してゐるが、そのうちに、慶長六年から寶永五年まで百七年間に外國に流出した金を六百十九萬二千八百兩餘となし、銀は一億一千二百二十六萬八千七百兩餘流出したと推定し、

但、此大數はよほと引入る積り成へし。凡外國に入し所の金銀銅の惣數、是よりは猶おびたゝしき事にや。

といひ、上揭の金銀額數は餘程控え目な推算であるから、實際に流出した額はもつと多かつたであらうといつてゐる。さらに最後には金銀は國の寶貨にして、ひとたび外國に流出すれば再びかへることなしと強調し、

すへて異國の物の中、藥物は人の命すくふへきものなれは、一日もなくてかなふへからす。これより外の無用の衣服翫器の類の物に、我國ひらけ始しより此かた、神祖の御代に始て多く出たりし國の寶を失はん事、返す〳〵も惜むへき事なり。

と結んでゐる。このやうに德川幕府の始めから百年ばかりの間に莫大な金銀が外國に流出した。これらの金銀が主と

して中國や歐洲に流入し、社會經濟上、重要な役割を演じた。澳門は日本の銀で出來た町であるといはれるほど、日本から流出した金銀は世界經濟の動きに對して大きな意味をもつてゐたわけであるが、こゝではただこの事實を指摘するに止めたい。因みに銀は主として中國に輸出せられ、金はオランダに入つたやうである。このやうに莫大な金銀の海外流出は國內經濟界に大きな打擊を與へずにはおかない。こゝから金銀の流出を更に嚴重に取締らうとする政策が新井白石等によつて樹立せられることゝなつた。

なほ金銀の流出と共に重大化したのは輸出銅の減產である。銅は先に述べたやうに中國人・オランダ人にとつても利益のある商品であつた。彼等が長崎に來航したのは一つには銅を採買するためであつた。そこで我が國の銅山は長崎貿易に刺戟せられて益々開發せられた。然るに銅坑が段々深くなるにつれて生產費が增大し、當時の技術を以てしては採鑛がむづかしくなつたと見え、減產し始めた（小葉田淳博士鑛山の歷史「鑛山業と銅貿易」）。特に幕府が貿易政策から外國資渡銅價を低くし原價以下に抑へ、銅輸出商人の損失に對しては他の貿易利潤によつて補償する政策をとつたため（長崎市史通交貿易編 四八頁）、銅價は常に低位に抑へられ、このことが銅の生產にも影響したらしい。

ところで幕府では、銅を輸出することが多ければ多いだけそれだけ、金銀の流出を防止することが出來るわけで、崎陽群談に

唐船方御定高六千貫目阿蘭陀三千貫目銅代物替銀高五千貫目、追御定高貳千貫目、合而壹萬六千貫目の商賣に相究り、此內阿蘭陀三千貫目計金五萬兩の積りにて、相殘り候銀高壹萬三千貫目分不殘銅ニ而相渡候て可然との事に相究、右の銅高凡積八百九十萬貳千斤ツゝ、一ケ年に相渡候積りに事究り候。

とあるやうに、年間輸出銅額八百九十萬二千斤と決定した。然るに、通航一覽卷一六六に「白石私記」を引き

昔長崎にて海舶互市の事始りしより以來、外國の人交易して得る所の銀をもて、換ふる所の銅をは大坂に住せし銅吹屋と云共十六人にて運送してけり。元祿十年船額を增れ、代物替と云事始りし明年戊寅に、爰の商人桔梗屋又八と云もの、其事を承りて運送の銅年額に足らざる所は、銀をもて其員數に充へしと仰下されしに、運送の銅

猶其數少かりしかは、十二年の己卯桔梗屋運送の事を止められ、大坂の銅吹屋幷諸國の商人に思ひ〳〵に運送すへき由を仰下されしかと、七百萬斤の外は長崎に來集らす。十四年辛巳に至て銀座の輩に、銅座の事を兼しめられ、諸國より產する銅を買得て、長崎に運送すへき事を仰下さる。されと又年々に銅の數足らすして交易行はれす、外國の人歸るへき期を過し、年を越すに至る也。

とあり、產銅額は次第に減少し、すでに元祿の頃から長崎における貿易額銅八百九十萬餘斤を買ひ整へることが困難となり、外國船は銅舶の採買が出來ぬため、年を越すものもあつた。同書にはこれに續いて

其事の御沙汰有て、銅運送すへき事なりし銀座のもの共に催促しぬれと、諸國の銅山より產する所年々に減して、其價騰り貴く、其價を增加らるへくなと申事にて事ゆかす。正德元年辛卯に至て銀座の者共銅四百五十萬斤をは運送すへき由を申。其數足らさらん所をは承るへし、と望み申者ありしかは(自注、中川六左衞門と云し商人なり。)望所をも免されしに、銅の價猶騰り貴く成て、是も其利を失ひて事ゆかす、我國にて用ゆへき所の銅も用足らす。

明れは二年壬辰の二月に至れ共、銀座の者共運送すへきと申せし所の數にも足らさる所、百五十萬斤なれは、同三月十七日銀座の者兼しめられし銅座の事を停られ、同十九日大坂吹屋のもの共に此事を仰下されぬ。されと去年己卯諸國銅山より產する所の銅六百四十萬斤に過す。縱ひ我國の用百六十萬斤を除の外、長崎へ運送すへき所百四十萬斤には過へからす。是其價の騰り貴ければ、銅を商ふもの共輙くは賣渡すへからさる故也と申す。

とあり、銅舶の長崎廻送者を次々と變更して見たが、結局銅の產出が減少し、正德の初めには我が國の產銅額は僅かに六百四十萬斤に過ぎず、銅價騰貴し、銅商が賣惜しみをしたため、長崎廻送の銅舶額は僅かに百四十萬斤にすぎなくなつたといつてゐる。長崎廻送の銅額減少を決定的ならしめたものは伊豫の別子・立川等の銅山の風水害であつたらしい。當時伊豫の銅山は我が國最大の銅山であつたからである。同書卷一五八「寶永七庚寅年十一月覺」に

當年長崎ゟ廻着之銅不足にて、商賣差支候付て被伺之候。一當年は國々より山出之銅不足いたし、其上伊豫國銅山風損水損付て、當分銅少も出不申候。今程間歩普請有之

候付而、長崎廻着之銅當分は相滯候。

と見えてゐる。その結果は、これに續いて、

依之當年風損水損にて銅山普請有之不足之由、唐人阿蘭陀人ゟ委細申聞せ得心致させ、荷物積戻り候歟、又は外之代物替に成共可被申付候。若又積戻り候之儀、迷惑之由申候はゝ、相對にて荷物長崎ゟ預り置候共、いつれの道にも無滯様に可被致候。

とあり、伊豫銅山風水害の由を中國人・オランダ人に承知させ、銅を採買すべき積荷を他の品物と交換するか、積荷を積戻しするか、それとも積荷を長崎に一時預けおくか、いづれかの方法をとるやうに慫慂してゐる。併し、銅不足分を銀を以てもちかへることは堅く禁じた。同書の續きには

一銅不足之代りに、銀子異國ゟ渡候儀、少にても曾て不成事に候。銀子相渡儀堅可被致無用候。

と見えてゐる。當時いかに銀の流出を警戒してゐたかゞ察せられる。

ともかく、以上述べたやうな事情から、正德五年（一七一五年・康熙五十四年）新井白石の建言によつて貿易の改革が斷行せられたのである。同書卷一六五「商法正德御改正」には

正德五乙未年、是より先長崎商舶の事により、新井勘解由（中略）上疏建言之數條あり。（これ御改正の張本なり。）

といつてゐる。この改革が正德の新例と稱せられる。正德新例については通航一覽卷一六三から卷一六七にかけて、詳細な規定が記されてゐるが、その要點をあげると、同書卷一五八「正德五乙未年正月十一日長崎表廻銅定例」の條に

唐人方商賣之法。凡一年之船數、口船奧船合せて三十艘、すべて銀高六千貫目に限り、其內銅三百萬斤を相渡すへき事。

とあり、中國船の長崎入港數を年間三十隻、貿易額を六千貫（六十萬兩）、銅輸出額を三百萬斤と大幅に制限を加へてゐる。オランダ船については同書卷一六四に「長崎實錄大成」を引用し、

正德五年二月、上使仙石丹波守、石河三右衞門當表に發向有、向後阿蘭陀商賣方御新例に被改定、每年船數二艘に限り、銀高三千貫目、銅百五十萬斤可被相渡之旨、若

御新例を守り難きに於ては、明年船を仕出し、當表在留之阿蘭陀人不殘載せ歸り、永く往來の道を斷へき旨、以漢文被仰渡之、享保元丙申年より御新例に成。

と見えてゐる。すなはち、毎年二隻、貿易額は銀高三千貫、輸出銅は百五十萬斤に制限してゐる。なほ正德新例においては、中國人・オランダ人に對し、幕府は規定の嚴守を要請し、もしこの規定に從はぬ者は退去を命ずる等毅然たる態度で臨んでゐることが注目せられる。これがために貿易を希望し、規定嚴守を誓約したる者に對してのみ信牌が給せられた。同書卷一六三「正德五年正月、唐人共に新例可申渡次第」の一節に

一條約を相守るへき證文仕候へとも、通事共割符を相渡させ候儀は、唐人とも奉行所に召寄候て、自今以後、國法を謹み守り、違犯の事なく候においては、公驗を賜り、旅館等も舊例の如く町屋において可申付事に候間、其旨を存し通事共よりの割符を請取歸帆し、定の期を違へす渡來るへき由、通事を以て申渡、奉行の前において、通事共よりの割符を渡させ候へき事。

と見えてゐる。こゝに割符といひ、公驗といふも信牌（倭照・票照）を指すものに外ならない。この信牌を所持しなければ、貿易は許可せられなかつた。同書卷一五九には

正德五乙未年御改正の後、かの商船にかならす信牌を與へしめらる。

と見えてゐる。この信牌給與の目的は船數の制限にあつたことはいふまでもないが、特に密貿買の取締りを強化するにあつたらしい。通航一覽卷一六七「長崎奉行所より、唐通事共へ申渡し書付の案文」（按するに、新井筑後守草するところなり。）に、廣東の李韜士が信牌を浙江關部に取上げられたため、信牌なくして貿易を請うた時、奉行所の返答の一節に

何國にても私商賈この事は制禁有之事に候。去年新例を立られ候は、近年以來のことく、外國商賈舶の私商賈等、不法の事なきための事に候。

とあるによつて、その間の事情が察せられるであらう。このやうに正德新例の目的は金銀の流出を嚴重に取締り、銅勉の輸出を制限するにあつた。この目的を有效に達成するために貿易許可者に信牌を支給した。ところが、新例實施に伴ひ、信牌支給に關して、中國では信牌に記された日本

の年號から正朔問題が惹起し、重大な政治問題にまで發展した。

三　信牌の入手　(一)

前章で述べた通り、長崎において貿易を許可する船に對しては信牌（倭照）を給與した。雍正硃批諭旨第四一冊李衛雍正六年九月二十五日の條に

康熙五十四年。夷人創立長崎譯司倭照。給與內地商人領運。

と見えてゐる。倭照とは信牌をさすことは明らかである。また通航一覽卷一六三に引かれた正德新令「正德五年正月唐人共に新例可申渡次第」に

奉行の前において通事共よりの割符を渡させ候へき事。

とあり、同書卷一六七「華夷變態」に見える「享保元年長崎奉行所より唐通事共へ申渡し書付の案文」（原註、按するに新井筑後守草するところなり。）に

去年四十三人請取候信牌、奉行所より相渡候にも無之候。通事共と約定之事に付、通事共より相渡候。凡そ一鄉には鄉約有之候。一社には社約有之候。鄉社の約等、官所よりの沙汰に係り候事にも無之候。海商と通事との信牌は鄉社之約になにの相違有之へき歟。

と見えてゐる通り、信牌は通事より奉行の面前において支給せられたものである。この信牌は元來、無償にて通事から中國商人に交付せらるべき筈であるが、實際には信牌一張をうるためには多額の費用を要した。雍正硃批諭旨第四一冊李衛雍正六年十月十七日の條に

凡倭照一張。值銀七八千。每年更番出洋者數十餘照。彼之爲利甚大。

とあり、皇朝文獻通考卷一七乾隆二十年江蘇巡撫莊有恭の上奏の一節に

昔年各商。初往東洋時。倭人設立倭照。每張約費銀八九千兩不等。

とあるやうに、信牌一張をうるためには、七八千兩から九千兩の銀を必要とした。また雍正硃批諭旨第四三冊雍正十三年六月初四日の條に

無照不許貿易。商人惟恐不得照。每次必重賂譯司。歷年積有厚貲。彼處將軍。因而大肆需索。自康熙六十年爲始。不論船之多寡。勒令譯司。繳納金片二萬片。每年逐漸加

多。

とあり、中國商人は信牌がなければ貿易が許されないので、これを入手するために、通事に莫大な賄賂を贈つたのみならず、將軍にも需索を被つた。この將軍の需索については同書第四七冊性桂雍正七年六月三十日の條にも

日本頭目。號爲將軍者。將舊有洋客。每船給與金片。陋規近又加增。每片計八色銀六兩。約共値銀二三十萬。爲數過多。洋客不能如數。夷人皆向彼處通事取足。若輩苦於賠累。遂齊行公議。將各船所帶回貨。減爲二分半銅斤。餘悉盡撘包頭貨物。從前每船該有七百六十箱之銅者。今止派四百七十五箱。其意欲使商客折本。則去者自少。倭目自然著急。而彼可以將金片數目。爲酌量核減地步耳。

と見えてゐる。すなはち、金片の多寡によつて中國商人に支給する銅觔の割合を上下した由を傳へてゐる。

長崎貿易は中國商人に利益があり、信牌の給與については、中國商人の間に激烈な競爭が行はれたらしい。信牌一張につき、一萬兩に近い費用を要したのは通事や奉行に對して裏面運動のため費されたものであらう。つまり長崎奉行や通事の役得には莫大なものがあつたわけで、この事は廣東貿易における兩廣總督やその他の官吏の役得がいかに莫大なものであつたかに徵しても明らかであらう。當時中國商人は倭照を入手するために、日本側の歡心を得ようとこれつとめた。同書第四一冊雍正六年九月二十五日の條に

臣訪聞得。伊等皆貪夷人倭照。爭相貿易。惟恐失其歡心。捐照不發。故凡有指名求索之處。無不依從。

とあり、同書、雍正六年十二月十一日の條には

夷人嗜利。於商船回棹時。各指名。令其攜帶違禁人物。不遂其請。卽有捐照退貨之擧。而商人貪其倭照貿易。惟命是從。

と見えてゐるやうに、中國商人は倭照をうるために、日本側から名ざしをして種々の物資、とくに違禁のものや技藝に長じた人物を求められたが、それに應ぜぬと倭照を沒收されたり、將來した貨物の持歸りを命ぜられたので、日本側の要求には唯々として從つた。また同書、雍正六年十月十七日の條には、李衛が醫者として日本に渡つてゐた朱來章を訊問した時の返答を載せてゐる。その一節に

回棹時。通事傳話。囑其聘帶弓箭教師。幷要黃牡丹及二尺闊面之紫檀木三種。

とあり、通事は朱來章に、來航の時、弓箭の教師を連れ來るやうに要請し、また黃牡丹や紫檀木をも持來るやうに依囑してゐる。牡丹や紫檀木は通事の個人的な依囑かもしれぬが、弓箭教師の招聘は當時の幕府の要請であらう。同書、雍正六年八月初八日の條に

伊國將軍肯出重聘。倩內地之人。教演弓箭籐牌。偷買盔甲式樣。初時有福州民王應如。於天文戰陣之事。涉獵不精。卽伏寘誅。

とあり、福州の人王應如は將軍から重聘を以て招聘せられてゐることからも推察せられる。

雍正時代は日本においては吉宗が將軍職にあつた時代である。吉宗は德川幕府の中興の主といはれ、武藝を奬勵すると共に殖産や學問にも關心を拂つたことは周知の通りである。これがために貿易の統制を若干緩くした。これまでは外國の書物等は天主教を禁止した關係上、輸入を禁止せられてゐたが、天主教に關係のない書物等の輸入を認めた。當時長崎入港を許可せられたものは、中國人とオランダ人のみであるが、オランダ船の入港回數は僅かで、長崎入港船は殆んどみな中國船であつた。そこで外國の事情をもたらすものは主として中國船であり、從つて輸入せられる外國文化とは主に中國文化であつた。ここから多數の中國書籍が要求せられた。德川時代輸入せられた書籍は內閣文庫やその他の文庫に現存する多數の書物によつても當時の有樣が窺はれる。當時いかに多くの中國書籍が日本に輸入せられたかといふことは、書目集覽などの書目を見れば容易に判明する。また同書、雍正六年十二月十一日の條に、李衞が崇明縣の醫生周岐來を訊問した時、

夷人每事。訪求天朝故實新聞。諸樣書籍。無所不有。

と答へ、さらに續いて

供出。曾帶過各項書籍五百本。

といつてゐる。當時中國においては、原則として書物を外國に輸出することは禁止せられてゐた。中國の祕密が外國に漏洩し、外國の侵略を導くことを恐れたからである。しかし、中國の書物は禁を犯して盛んに我が國に輸入せられた。同書第四二冊李衞雍正八年三月初十日の條に

夷人勾通姦商。招誘各種無賴出洋。教習內地技藝。私帶僧人書籍輿圖。窺探情形。是以設法禁防。

とあり、日本人が中國商人と勾通して中國の書籍を輸入せ

しめ、中國の情勢を探知しようとしてゐると述べてゐる。

當時の中國は何といつても世界の先進國であつた。歐洲において產業革命が起るまでは中國文化は歐洲文化に比して決して劣るものではなかつた。ことに我が國は中國とは一衣帶水の間にあり、我が國の文化は常に中國文化の輸入によつて發展した。諸種の書畫・陶磁器・工藝品がもたらされたのみならず、多數の書物が輸入され、我が國文化の發展に寄與する所が大であつた。例へば、德川幕府時代、朱子學が歡迎され、これに關する多數の書物が輸入せられたことは周知の通りであるが、明清時代の官制・法律に關する書物も多數輸入せられ、我が國の官制法律に多大の影響を與へた。明律が早く輸入され、その和刻版が享保年間に作られ、また荻生徂徠が明律國字解を作つたことは、我が學界に大きな影響を與へたやうである。明律に關する書物もこれ以後多數作られてゐるが、明律國字解の影響を受けたものが多い。德川幕府や諸藩の制度や法律には中國のそれらが強く要望せられたからである。同書第四一冊雍正六年十二月十一日の條に

訊據各商鍾天覲等供出。尙有楊澹齋帶去秀才孫太源・沈登偉。在彼講習大清會典・中原律例。

とあり、商人楊澹齋の連れて來た秀才孫太源・沈登偉が大清會典や中原律例を講義してゐることも注目せられる。ところで、同書第四三冊雍正九年六月十九日の條には、李衞が法を設けて兩人を連れ戻して訊問したことを述べてゐるが、その中に

孫太源原係行商。多年因欲圖賺倭照。代爲續邀沈登偉出洋在彼。講解大清會典各書。與夷人做詩寫字。各人各得倭照一張呈驗。

とあり、孫太源は元來商人であり、信牌を入手しようとして、日本の要請に基いたものらしく、沈登偉を日本に連れて來て大清會典等の書物を講義せしめ、また日本人のために詩を作り文字を書いてやつたので、その謝禮として孫太源・沈登偉の兩人は信牌各々一張を貰つたのである。なほ、通航一覽卷二二三「儒醫幷技藝之者渡來」の條にも

同年（享保十二年）十二月九日。また杭州府の儒士沈燮庵渡來し、幾はくもなく歸唐す。沈燮庵は歸帆の期に、銀子ならひに信牌を給ふ。

とあり、當時多くの儒士が渡來し、歸國に際しては信牌を

支給せられてゐる。この事實は當時における日本文化の發展段階の一端を示すものである。中國商人は日本の要望する所を窺つた。その要望を充たすことが信牌をうる捷徑であつたのである。商人孫太源も最初は大清會典等の書物を講義してゐることが注目せられる。

なほこゝで注意すべきは、中國から諸種の漢籍が輸入せられ、幕府や諸藩の文教政策と相俟つて、我が國の漢學の興隆を招いたことである。通航一覽卷一九九に

足利の學校に、宋朝より渡りし古板十三經の註疏有之しを、享保五年に至り學士狄生總右衞門に被仰付、右之內、五經、論語、孝經、孟子を抄出して、七經孟子考文補遺と被名付、全三十二冊清朝へ被爲渡候。彼國にては、宋金の爭亂故五百年來、件の古本絕果、朱子よりして右古本見不被申候之由、此度始て日本より渡り候事、また上もなき東方の學と相聞え候。

とあり、荻生徂徠の著はした七經孟子考文補遺が清國に輸出せられ、名聲を博した由を傳へてゐるが、強ち我田引水の說でもなささうである。享保時代における漢學興隆の原因の一つは長崎貿易による彼我の交涉によるものであらう。この時代の漢學興隆については論ずべき問題が多々あるが、こゝではたゞ一端を指摘するに止めたい。

四　信牌の入手（二）

學問のみならず諸種の技術面においても、當時の日本は中國から求める所が多かつた。これらの技術者を連れ來ることが信牌をうる捷徑でもあつた。そこで中國商人は日本の要望に應じて多數の技術者を連れて來た。雍正硃批諭旨第四一冊李衞雍正六年八月初八日の條に、將軍の招聘により、武藝に長じた者が日本に來り、武藝を日本人に教へたことを傳へてゐることは先に指摘したが、なほ、同書には

復薦引一廣東長鬚年滿千總。不知姓名。每年受伊數千金。爲之打造戰船二百餘號。習學水師。

とあり、姓名不明の一年滿の千總は、每年數千金をうけて招聘せられ、戰船を打造し、海軍を教習してゐる。この外、武藝を教習するために招聘をうけた武人には張恒暐・沈大成等のあつたことは、雍正硃批諭旨第四一冊、李衞、雍正六年八月初八日、十二月十一日の條に見えてゐる。沈大成の名は通航一覽卷二二三「儒醫幷技藝之者渡來」に見えて

る。これらの武人はすべて中國商人の斡旋で渡來した者であつた。武人の渡來と共に軍馬も中國の禁令を犯して輸入せられたことは通航一覽の各處に見えてゐる。例へば同書卷二二七「御用物持渡幷信牌願等」の條に

享保五年二月、二番伊孚九船より、御誂の唐國牡馬二匹牽渡る。但夜に入本船より馬を卸す。卽御用に被差上之。（長崎紀事）

と見えてゐる。

技術者として渡來した者には醫者があつた。日本では醫學は後には蘭學によつて發達したが、それまでは、醫術は幼稚なものであつたらしく、中國の醫者が招聘せられて好評を博した。雍正硃批諭旨第四一冊雍正六年十二月十一日の條に

費賛侯供認。曾帶崇明縣醫生周岐來。往彼治病。業經回籍。

とあり、商人費賛侯は崇明縣の醫者周岐來を日本に伴つて來てゐる。因みに費賛侯・周岐來の名は通航一覽卷二二七「醫師渡來」の條に見ゆ。

また雍正硃批諭旨第四一冊雍正六年九月二十五日の條に寧波醫生朱來章。向曾在彼醫痊倭王。厚贈而歸。現領倭照貿易。

と見え、寧波の醫者朱來章は曾て倭王を醫療したために、手厚い贈與を受け、信牌までももらつてかへり、貿易を行つてゐる。なほ朱來章の名は通航一覽卷二一六「儒醫渡來獻上幷臨時信牌願」の條に見えてゐる。こゝにいふ倭王とは京都の天皇を指したものではなく、長崎の奉行を指したものらしい。同書、雍正六年十月十七日の條には次のやうな記事がある。

長崎設頭目二員。稱號皆有王家字樣。非係國主。一管貨物交易。每年更換。一管地方事務。常川住守。皆專生殺之權。

卽ち、長崎には二員の頭目があり、その稱號には王家の字樣がある。一員は貨物の交易を管掌し、每年交代する。一員は地方の事務を管掌し、常駐し、共に生殺の權を專らにしてゐるといつてゐるのは、明らかに長崎奉行を指したものである。こゝでは一人の奉行は每年交代するが、他の一人は常駐するといつてゐるのは何らかの誤解である。奉行はどこでも二人あり、一人が每年交代で勤務してゐたので

ある。又同書第四二冊、雍正八年三月初十日の條には

有日本管長崎島夷目。彼處稱呼。名爲王家。

とあり、長崎を管理する頭目を王家と名づくと見えてゐる。さらに同書第四一冊雍正六年十月十七日の條には、李衛が朱來章を訊問し、それに對する供狀を載せてゐるが、その一節に

彼向日無聊。因往東洋行醫。曾治痊長崎頭目王家。得有厚贈。故不與商人一同拘管庫內。遂酬以倭照。貿易數年。家漸豐盈。

と見えてゐる。この供狀は六年九月二十五日の條の記事に對應するものであり、倭王は長崎頭目王家に相當するから、長崎奉行を倭王といつたことは間違ひない。而も信牌を管轄するのは長崎奉行であるから、長崎奉行を倭王といつたことはいよいよ以て明白であらう。たゞ何故に長崎奉行を王家と呼稱したかは明らかでない。たゞ通航一覽卷二一二「正保二年春、答長崎王談」の條に

明國の商人長崎の奉行を長崎王と稱するとなり。

とあり、明末明人が屢々長崎奉行に援兵を請うたので、長崎奉行を特別に尊敬する意味で王號を稱したのかもしれない。なほ、多數の醫者が渡來したことは通航一覽卷二一三「儒醫幷技藝之者渡來」及び同書卷二一七「醫師渡來」等の條に詳說がある。これらの醫者の渡來も日本からの要望によるものが多かつたらしく、同書卷二一六「儒醫渡來獻上幷臨時信牌願」に

享保十年十月、長崎ゟ入津之唐人

朱來章　朱子章　朱佩章

右三人入津醫師なり。西國諸家之醫師、右唐人ゟ出會度由之者、勝手次第長崎奉行ゟ申達、會可申者也。

とあるによつて、その間の事情が察せられる。これらの醫者が歸國する時、信牌を與へられる者のあつたことは上述の通りである。

なほ獸醫に關しては、雍正硃批諭旨、第四一冊、雍正六年八月初八日の條に

帶去蘇州獸醫宋姓。在彼療治馬匹。

とある。この宋某が宋傳二といふ姓名であつたことは、同書第一冊、范時繹、雍正六年十月十五日の條に

據覆稱。今於蘇州地方。業將宋姓獸醫訪出。察知其人名。叫宋傳二。現在出洋未歸。

と見えてゐることによつて判明する。また通航一覽卷二二七「醫師渡來」に

同（享保）十二丁未年六月、馬醫劉經先等渡來せり。

とあり、享保十二年（雍正五年）に蘇州の人、馬醫劉經先が渡來してゐる。同書卷二二三には劉經光に作つてゐるが、誤植であらう。

なほ當時の我が國の醫學界においては、中國の醫書が求められたことは、雍正硃批諭旨卷四二、李衛、雍正八年三月初十日の條に

夷島（中略）欲購太平聖惠方。（中略）不敢如前日私帶。必令總商向臣稟明。若無准行批示。即有偸往。

とあり、日本において、太平聖惠方を購入せんと欲したことを述べてゐる。これらの醫書の不明の點を質問する上からも、醫者の招聘が必要であつたらしい。通航一覽卷二一六「儒醫渡來獻上幷臨時信牌願」には

一六目　兵部大輔親俊三男　今大路式部少輔親顯

享保十年七月廿日、中華之醫朱子章長崎ゟ來候に付、醫書之內不審成儀、書翰を以相尋可申旨、加納遠江守殿（按するに、御側久通なり。）被仰渡候而贈答仕候。（今大路家譜）

と見え、その續きには漢文の返書が記され、並びに和解も添附せられてゐる。このやうに、當時の日本においては、漢法醫が流行し、從つて、多數の漢法藥が輸入せられたことは、通航一覽の各處に見えてゐる。

次に中國人が多數長崎に來るやうになると、長崎には崇福寺を始め、多數の中國寺院が開基せられた。これらの寺院の住職には中國の僧侶が招聘せられたわけであるが、この問題については、すでに矢野博士が長崎市史通交貿易編において詳說せられてゐるので、贅言を避け、たゞこれらの僧侶も中國商人の斡旋によつて渡來したことを附言しておきたい。

以上述べたやうに、中國商人は中國から儒士や醫者或ひは軍人・僧侶等を連れ來るのみならず、武器や軍馬をも將來した。ところで、大清律例卷二〇兵律關津「私出外境及違禁下海」の條に

凡將馬牛軍需鐵貨（未成軍器）銅錢緞疋紬絹絲綿。私出外境貨賣及下海者杖一百。

とあり、馬や軍需品を以て下海する者は杖一百に處せられ

た。さらに同書には續いて

若將人口軍器出境及下海者絞監候。因而走泄事情者斬監候。

とあり、人口や軍器を以て下海する者、つまり先に述べた武人・儒士・醫者・僧侶や軍器を以て日本に渡航する者は絞監候、もし祕密を漏洩すれば斬監候に處せられる筈であつた。醫者や僧侶の渡航に關しては、雍正帝は寬大な處置をとらしめたけれども、ともかく、商人が武人や軍馬・軍器を伴つて日本に渡航する場合には、相當な處罰を覺悟してをらなければならなかつた。それにも拘らず、商人は日本側の要請に應じ、違禁の人や物を將來して長崎にやつて來たのは何故かといふに、これまで述べた諸例によつても分るやうに、もしこの要請に應じなければ、信牌をうることが困難であり、また與へられた信牌も返還を強ひられる惧れもあつたからである。なほ違禁の人物を將來すれば諸種の賜與があつたことはいふまでもなからう

五　長崎貿易による中國商人の利潤

以上述べたやうに、中國商人は信牌受領に關しては激烈な競爭をした。それは長崎貿易によつて莫大な利益を得ることが出來たからである。これを中國人が長崎からもちかへつた銅について見よう。雍正硃批諭旨第四七冊性桂雍正七年六月三十日の條に

查商船回棹貨物。向例四分銅斤。六分係彼處海菜等貨。名曰包頭。客商止於銅斤。得獲利息。

とあり、中國商人が日本からの輸入銅によつて利益があることを傳へてゐる。このことは中國商人が長崎から出來るだけ多くの銅をもち歸らうとしたことからも想像せられるのであるが、こゝでは史料に卽して具體的に考察して見よう。皇朝文獻通考、錢法の條によるに、康熙三年（一六六四年、寬文四年）の銅價は每斤、六分五釐、百斤にして六兩五錢であつた。この銅價は次第に昂貴した。政府では鑄錢額を確保するため、銅禁令を發布し民間における銅器の使用を禁止もしくは制限したが、民間における銅器使用の傾向には抑へがたきものがあり、實際にはこの禁令はあまり遵守せられなかつた。鑄錢する後から制錢が銷燬せられたのはこれがためである。そこで政府では益々銅勅を多く採買しなければならない。このやうな政府や民間の銅に對

する強い需要から銅價は次第に騰貴した。殊に康熙の頃までは、中國の銅斤は殆んどその大部分を日本に仰いでゐた。一方日本では銅の産額は次第に減少したので輸出銅額を制限した。中國における銅價の騰貴は長崎における銅の輸出制限と密接な關係があつたことは注意すべき現象である。寛文八年は康熙七年（一六六八年）に當り、日本では若干の例外を除き銀・銅の輸出を禁止した。これがために中國では銅の拂底から銅價が昂貴し、康熙十二年には公定價毎斤六分五釐に脚價五釐を加へ、毎斤七分に値上げしてゐる。この銅價の騰貴は日本における銅の輸出禁止と關係があるらしい。また貞享二年は康熙二十四年（一六八五年）で、先に述べたやうに、いはゆる御定高商法が實施せられ、銅の輸出高を制限した。翌、二十五年に公定銅價毎斤一錢に値上げしてゐるのは、銅の輸出制限の結果のやうである。さらに康熙五十七年には公定價毎斤一錢四分五釐に値上げしてゐるが、これは三年前における康熙五十四年（一七一五年）、つまり日本における正德五年の貿易新例、すなはち大幅の銅の輸出制限と密接な關係があるものと考へられる。また雍正八年（一七三〇年・享保十五年）には公定價毎斤二錢にまで値上げしてゐる。この値上げは雍正帝の通貨政策、つまり增鑄政策とも關係があるが、康熙五十四年以來、日本では中國への銅觔輸出を制限して中國輸入の銅觔が減少してゐる所へ、雍正五年（一七二七年）中國人の南洋に行く禁令を解いてから、銅の南洋方面に流出するものが多くなつたこととも關係があるらしい。皇朝文獻通考卷一七乾隆十四年の條に

南洋自雍正五年。開禁以來。商民皆得前往市易。而紅黃銅與銅器。皆不在禁例。緣南洋地不產銅。各船販往者甚多。

と見えてゐる。このやうに中國における銅價は貿易ことに日本貿易の影響のもとに騰貴した。

ところで、正德五年（康熙五十四年）に、日本においては正德新例を發布し、貿易を制限し、中國船の長崎入港は毎年三十隻、中國への銅輸出額は三百萬斤と制限したことは先に述べた通りである。この頃、中國における公定銅價は今指摘したやうに、毎斤一錢四分五釐、百斤十四兩五錢であつた。然るにこの頃長崎における中國人向け賣銅價は百斤につき十一兩四錢二分であつた（泉屋叢考第九輯一二七頁）。つまり

百斤の銅をもちかへれば、三兩八分の利益があつたわけである。三百萬斤の銅では九萬二千四百兩の利益といふことになる。一隻分の利益は三千八十兩になる。ところで雍正の頃までの銅の輸入商人はみな官商であつて、洋銅（日本銅）を採買するために、政府から豫め資金を支給せられてゐた。皇朝文獻通考卷一五雍正二年の條に

辦銅洋船。皆係預領價銀。浙江先後。已發銀六十餘萬兩。而銅觔解部者甚少。不獨銅期久誤。抑且銅價虛懸。

とあり、同書、雍正十一年の條には

各省出洋辦銅商人。每因限期寬裕。將本年所領帑項。營運射利。新舊挪移。

と見えてゐる。然るにこれらの記事からも分るやうに、辦銅商人は支給せられた資金を流用して營運するのみならず、採買銅觔を全部政府に納入せず、密賣する者もあつたらしい。これがために積欠銅が甚だ多くなり、政府の採買資金は使ひこまれて、買銅の成績が少しもあがらないので、乾隆十四年（一七四九年・寬延二年）には官商とともに、民商の洋銅採買を許可するに至つた。同書卷一七には

先是。江浙承辦京局銅觔。各洋商皆預先領帑。至乾隆三年。停止辦運。而商人積欠甚多。未能清繳。嗣因江蘇開鑄。另招自攜資本之新商。卽給與舊商所用倭照。出洋採銅。

とあり、官商の積欠が甚だ多くなつたことを述べてゐる。すぐその後に續いて

查乾隆十四年。議採辦洋銅。每年額定十五船。除官商范清洼銅鉛係領帑辦銅外。民商自辦者共十二船。

と見えてゐる。それでは何故に官商が採買銅を密賣したかといふに、公定銅價と市價との間にあまり大きな開きがあつたからである。同書卷一六、乾隆五年、江蘇巡撫張渠の上奏の一節に

凡洋商自行辦回之銅。卽令江浙二省。酌量定價。收買開鑄。見今洋銅市價。每百觔約需二十兩。與部定價每百觔給銀十四兩五錢者。多寡懸殊。

とあり、公定銅價は市價との間に、每百斤五兩五錢の開きがあつたのである。官商が洋銅を閩に流すのは當然のことと思はれる。なほこれらの商人は長崎及びその近海において日本商人と密貿易をやつた。銅觔も額外に多く密買してかへつたらしく、當時日本の銅商が多額の銅を密賣し、こ

れが暴露して處刑される者が尠くなかつた（泉屋叢考第九輯八〇―八一頁）。以上は銅仂の輸入のみについて、中國商人の利益について考察したのであるが、日本來航の中國商人は輸出入兩面において莫大な利益があつたであらう。

六　信牌問題

以上述べたやうに、中國商人は長崎貿易においては莫大な利益があつたので、信牌受領に關しては並々ならぬ努力を拂ひ、激烈な競爭をした。雍正硃批諭旨第四三冊、雍正十三年六月初四日の條に

有浙江姦商胡雲客。欲圖壟斷。勾通夷目。設立倭照。江浙各二十一張。分年輪番。無照不許貿易。

とあり、信牌の設立も中國側の商人胡雲客が長崎貿易の利益を獨占しようと日本側に働きかけた結果であるとも傳へられてゐる。いづれにしても正德五年、日本が中國船の入港數を制限し、信牌を授與するに際しては端なくも大問題を惹起した。すなはち、信牌の授與に與らなかつた中國商人が、信牌をうけた商人を政府に讒訴したために、信牌は全部一應政府に沒收され、長崎貿易が一時中斷するといふ事態が起つた。當時信牌をうけたために讒訴にあつた廣東船頭李韜士の報告が、通航一覽卷一六七「廣東船頭李韜士物語之覺」に見える。その梗概を述べると、康熙五十五年（享保元年）五月頃、寧波において、何者かの手によつて「去年信牌を申請候商人共日本に隨ひ申候」といふ張り紙が出された。その後間もなく、謝叶運・莊運卿ら十五六人の中國商人が、信牌を支給せられなかつた腹癒せに、信牌の支給を受け、日本貿易の特權を占有するに至つた董宜日・胡雲客・李韜士ら四十三人が、日本の年號を書いた信牌を受領したのは、日本の正朔を奉ずるもので、朝廷に背き日本に隨はんとするものであると、寧波府鄞縣の知縣鄭氏の所へ讒訴した。ところが知縣は事重大とあつて自ら處置せず、これを浙閩總督・浙江巡撫に上申して指揮を仰いだ。そこで胡雲客・董宜日らの商人は招致せられて訊問をうけた。この時信牌の中に甘結といふ文字があつて問題となり、いかなることを誓約したかと訊問をうけたので、條約の寫しを提出して申披きをした。なほ商人ら四十三枚の信牌は寧波府の海關へ差出しを命ぜられた。この時、督撫と海關との意見が相對立したことは、雍正硃批諭旨第四一冊雍正

六年九月二十五日の條に

康熙五十四年。夷人創立長崎譯司倭照。給與內地商人領運。彼時督撫與海關。意見不同。

と見えてゐる。この事件の僉議には、浙江の按察司・布政司等も關係し、さらに後には兩江總督も加はるやうになつた。始め浙江の總督・巡撫は李鞾士らに有利な判決を下した。すなはち、日本には日本の年號があり、日本から發行した信牌に日本の年號を書くことは當然のことである、といふことを莊運卿らに傳へたために、莊運卿らはこれを不服として、さらに南京の關部に訴へ出た。蓋し、胡雲客ら四十三人の商人の中には江蘇の商人が多數居たからであらう。ところで、この問題は南京關部から兩江總督の手に移されたが、解決を見ず、中央政府までもちこまれ、問題が重大化した。この間の事情については、通航一覽卷一六七に崎港商說を引き「享保二年八月十七日、三番廣東船之唐人共申口」に詳說せられてゐる。すなはち、この事件は國典にかゝはるといふので、南京・浙江の總督・巡撫から朝廷に上奏した。朝廷では戶部尙書趙申喬に命じて審議して覆奏せしめたが、趙申喬の覆奏も日本の正朔を奉ずるは國體に關するといふ意見であつたらしく、再び九卿・詹事・科道に審議覆奏せしめた。然るにその結果もやはり、趙申喬と同じ意見であつたやうで、康熙帝の意に叶はず、これがためにいつまでたつても可とも不可とも敕裁が下らなかつた。商人は信牌がないために日本に貿易に行くことが出來ず、遂に浙江巡撫徐元夢を動かして勅裁を奏請した。そこで朝廷では康熙五十六年二月、再び戶部尙書趙申喬に審議を命じた。ところが今度は趙申喬らは前說をひるがへし、由來交易の道は互ひに印判を以て證據とすることは、商人の常道である。長崎の通事が信牌を與へるのは、商賈の便宜上、商人へ印判の票照を取替はしたるまでのことであり、國典にかゝはるといふやうな大事ではないと奏議し、始めて帝意に叶ひ、四十三人の商人に對する懸疑は晴れ、信牌も返還されて從來のごとく、長崎に往來貿易することが許されたのである。

ところで、これより先、中國商人は信牌を政府に沒收せられたために、康熙五十五年（享保元年）には長崎に貿易に行くことが出來なかつたので、長崎入港の中國船は一隻もなかつた。尤も廣東船頭李鞾士のごとく、長崎に來て信

牌を政府に没収せられたから、特別の計らひで貿易を許可してもらひたいと請願する者もあつたが、長崎奉行はこれを許可しなかつた。通航一覽卷一六七「(享保元年)閏二月廿八日、在勤長崎奉行ゟ下知狀」に

廣東之船主李韜士事之子細承知候。(中略)其所申は、官所ゟ信牌をは取上られ、のかれ來候由に候。是則古來申候ぬけ船之類に候。此にてぬけ荷商賣御嚴禁候上は、他國よりぬけ來候船可被留置候道理に無之候間、早速積戻しに可被申付候。

とあり、幕府は長崎奉行に對し、李韜士は信牌がなければと積戻しを命じてゐる。なほ積戻しをするにつき、幕府の意のある所を漢文に書き、李韜士らに手交するやうに命じてゐる。この下知は直ちに實行に移された。

ところで、當時日本では中國の信牌問題については、なほ半信半疑の狀態で、李韜士らのいふことも疑念をもつて聞いてゐた。同書「長崎奉行所より唐通事共へ申渡し書付の案文」には

李韜士申す所は官所にての僉議には有へからす候。畢竟外國において、私の商賣を禁せられ候も、我國において私の商賣を禁せられ候も同じ義に候上は、自今以後いつれの國より來候商船に候とも、此方條約を守り難く、此方の信牌を受け難きと申すは、皆々事を本國の官刑にかこつけ、私の商賣を謀るへきための事不可疑候間、其通の船ともは、決して商賣をゆるすへからす候間、此旨を相心得、李韜士をも積戻しに申付候へと御申候不及是非事に候。

と見えてゐることによつても、その一斑が察知せられるであらう。

ところで、信牌をもらつた商人は、毎年長崎入港を許されたかといふに、さうではなく、最初は隔年に一度ほど貿易が許されたらしい。同書卷一六三「正德五年正月、唐人共に新例可申渡次第」に

これによりて最初の間は、其所々の船數の定によりて割符を渡し候者共、大抵隔年に一巡し候ほどを以て其限とすへき事に候。(自注、たとへは南京人の中、割符を渡候もの十四人なる時は、一年に七艘つつ隔年にて一巡すへし。)

と見え、原則を示してゐるが、正德五年の新例では、中國

船は毎年三十隻に限定せられたが、實際、信牌を與へられた者は四十三人であつた。この四十三人の商人はいかにして貿易渡海の年をきめたかといふに、同書に

條約を相守るへき由を申す者とも其數多くして、たとへは南京船は七艘、寧波船は五艘の定數に候へとも、割符をうくへきものは十人餘も有之においては、通事共心得を以て唐人共の存寄を承屈候而、或は南京之者共ゐ、當年渡來るへき由の割符五枚相渡し候はゝ、同所の者共各申合候而、當年の船數割符の數程渡來るへきよし議定せしめ候か、或又南京寧波等の者共の中、當年渡來るへきもの、來年渡來るへきものゝ事は、鬮取りを以て相定めさせ、其鬮に任せて、當年渡來るへき割符と、來年渡來るへき割符とを以て、面々に相渡し候か、いつれの方にも唐人共の存寄を通事共承屈候而、其上に而相定めらるへき事に候。

とあり、日本側では中國商人の話合ひ、もしくは鬮引きを以て決定するやう指示してゐるから、恐らくかういう手續きによつて渡航の順番がきめられたものであらう。尙信牌はその與へられた當人だけが使用を許されるものではなく、信牌さへもつてをれば誰でも貿易が許された。同書には

割符をうけ候唐人は、故ありて渡來らす、別人に其割符をあたへ候とも、割符持來り候においては、其人にはかかわらす、商賣の事可申付之由、すてに約束に見え候上は、たとへ別人渡來候とも、其割符に任せて商賣可申付事勿論に候。

と見えてゐることによつて明らかであらう。

七　信牌問題の原因

前節において、中國商人に信牌を支給したことが端なくも大きな政治問題を惹き起したことを述べた。たゞ商人が日本の年號を書入れた信牌を受領したからといつて、それほど大騷ぎをするほど大きな問題ではない筈である。今日から考へれば全く滑稽なほどの事件であつた。しかし中國では、當時はなほ中華思想が盛んであつて、日本等は野蠻な屬國位に考へてゐた時代であるから、信牌を與へられなかつた商人が、形式を重んずる官僚に對して、積極的にあらゆる手段を盡して讒言をすれば、確かに問題にしうる性質の事件であつた。

寧波や南京の關部もしくは督撫が自らこの問題を解決せずして中央政府にまでもちこんだのは、こと國體に關するといふので、形式のやかましい中國のことであるから輕卒に解決をして後で處分せられることを恐れたためであらう。ちやうど戰前、日本では些細な事柄でも、國體に反する言論でもして反駁せられると、これに對しては辯解のしやうがなかつたやうに、中國では國體に反するといふ理由で彈劾せられると、これに對しては辨明のしやうがない。そこで、この信牌の問題も些細な問題でありながら、最後には康熙帝の裁決を俟たなければならなかつたのである。これが信牌問題が重大な政治問題にまでも發展し、容易に解決を見なかつた一つの理由であらう。

もう一つの理由として、中國人の日本に對する恐怖心が擧げられるであらう。中國人にはいはゆる明代倭寇の侵寇が、この頃なほ強く胸底に刻みこまれてゐた。雍正硃批諭旨第四一冊、雍正六年八月初八日の李衞の上奏中に

日本雖係蕞爾島夷。恃其銅鑄礮火。攻擊甚遠。倭刀器械。犀利非常。前明曾屢爲海患。於東洋稱一強寇。

とあり、日本人は明代屢々中國に侵入し、その銅製の大砲や日本刀の威力には恐るべきものがあるといひ、更にこれに續いて

本朝威靈懾伏。屏跡多年。從無干犯中華。聖祖仁皇帝。叙允會議。於東洋貿易。止許內商往販。禁其自來。原有深意。

とあり、本朝になつてからは、日本はその威靈に懾伏し、中國を侵犯したことはない。しかし、康熙帝は東洋の貿易において、中國人が日本に行くことは許したが、日本人が中國に貿易に來ることを禁止したのは、深い意味があつたのであるといつてゐる。因みに康熙帝の詔は同書第四〇冊李衞雍正五年二月十七日の條に

各省往外洋貿易商船。自康熙五十六年。聖祖仁皇帝。因西南洋呂宋噶喇吧等處地方。多聚漢人。是以定例。內地商船。止許往東洋貿易。將東洋來船禁止。其西南洋各國。聽其自來。不許往販。違者以透越治罪。

と見えるものを指す。尤もこの頃、すなはち康熙五十六年は日本では享保二年に當り、鎖國を實施し、日本人の海外渡航を禁止してゐた時であるから、中國で日本人の渡來を禁止しなくても、日本人は公然と中國には貿易に行かなか

つた筈である。それはともかくとして、上記の記載によつて、中國側ではいかに日本に對して警戒をしてゐたかゞ察せられる。また同書第六〇冊、尹繼善、雍正六年十二月十一日の條に

臣前經接到怡親王・大學士張廷玉等字寄。奉旨。著臣加意查訊防範日本外洋事宜。欽此。

とあり、雍正帝は署理江蘇巡撫尹繼善に海防とくに日本に對して防備を嚴重にするやう命じてゐる。また同書第三九冊、柏之蕃、雍正六年九月十七日の條には

適於八月十一日。接准浙江督臣李衞密旨內稱。風聞。東洋日本。近來不甚安靜。形迹不無可疑。江浙洋面相連。應卽一體留心備禦等因到臣。

とあり、浙江總督李衞から江南松江提督柏之蕃に對して、近頃風聞によれば、日本の情勢が動搖して危惧すべき狀態にあるから、海防を嚴重にすべきことを通牒してゐる。これより少し前、山東の海面に行蹤不定の白旗を揭げた二隻の船が現はれたことがあつた。守備兵が發砲したり、鑼をならして合圖をしたが、これに應じなかつたために、江蘇・浙江・福建等沿海の各省に通牒を發して、海防を嚴重にするやうに命じ、大分騷動をしたことがあつた。この時の李衞の上奏が、同書第四一冊雍正六年八月二十四日の條に見えてゐる。すなはち、行蹤不定の二船が膠州灣にやつて來たので、砲臺の守備兵が發砲したが、該船は太鼓をたゝいて相應じただけで、問題にしてゐない所からみると、尋常の匪徒ではあるまい。或ひは日本人は江蘇・浙江の沿海には皆海軍があることを知つてゐる。そこで山東の登州や膠州にやつて來て、墩臺や汛守の疎密、海軍の哨巡の狀況をひそかに探偵してゐるのかもしれないといつてゐる。然るに後によく調査したところ、これらの船は福建の商人が膠州灣に來て、貿易せんとする船であることが判明した（同書第四一冊、李衞、雍正六年九月二十五日）。このやうに當時中國人は日本に對して神經質なほど警戒をしてゐたのである。

そこで中國では日本の情勢を探偵するために、絕えず密偵を日本に遣はしてゐた。同書第四一冊、李衞、雍正六年八月初八日の條における李衞の上奏に對する雍正帝の硃批諭旨に

當年聖祖曾因風聞動靜。特遣織造烏林達麥爾森。改扮商人。往彼探視。

とあり、康熙帝は織造の官吏を商人に扮して日本にやり、動靜を探らせてゐる。また雍正時代にも密偵を日本に派遣したことは、同書第四二冊、李衞、雍正七年九月二十日の條に

臣前因東洋倭夷勾商。夾帶違禁人貨出口。曾經先後奏明。密遣商人兪孝行・醫生朱來章。前往探聽。

とあり、また同書第四一冊、李衞、雍正六年十月十七日の條に

先發銀五百兩。與朱來章。又二百兩給兪孝行。令伊等各自置買夷人所好食物等類。先後附船再往。假以行醫營謀倭照貿易爲由。前去細探消息。

とあるやうに、商人兪孝行並びに醫生朱來章に銀を與へ、日本人の好む所の食物等を買ひ整へて日本に遣り、各々貿易と醫業とに名を假りて日本の情勢を探知せしめてゐる。因みにこれらの者は曾て禁を犯して日本に渡り、醫業を行ひ、或ひは違禁の物を日本にもたらした者で、日本の事情に通じてゐたので、既往の罪をゆるし、李衞は密偵として日本に派遣したのである。なほこの外に密偵として日本に遣はされた者も多數ゐたに相違なからう。

朱來章・兪孝行らが商船の便をかりて、日本の情勢を探偵して李衞に報告したことは、李衞の上奏中に屢々見受けられる。例へば、同書第四一冊、雍正六年九月二十五日の條に

若朝鮮久沐本朝天恩。職貢惟謹。然東洋獨日本爲強。隣國無不懼之。朝鮮因其相近。自然與之往來。交好親密。不問可知。

とあり、朝鮮は中國に入貢してゐるが、一方日本の勢力をおそれ、好を通じてゐると述べてゐる。なほ朝鮮については、同書、雍正六年十一月初三日の條には

朝鮮與日本往來之處。今臣密加訪聞。查東洋長崎口岸之北。有名對馬島者。與朝鮮國相向地方。邊界頗近。順風一二晝夜。可通朝鮮。地方亦設有館舍。聽從日本。著倭人赴彼國交易。不許朝鮮之人。前來東洋。而其暗中往還親密。無非畏其勢大力勝之故。但事在詭祕。尙未確知。

とあり、長崎の北に對馬があり、朝鮮と相對して接近し、順風にあへば一二晝夜で朝鮮に達することが出來る。朝鮮には館舍を設け、日本人が貿易に來ることを許してゐるが、朝鮮人が日本に貿易に行くことは許されてゐない。しかし

暗々裏に彼我相往還してゐる。日本の勢力が大でそれを畏れてゐるからであると述べてゐる。このやうに李衛は日本と朝鮮との關係に神經を尖らせてゐる。しかし一方、同書、雍正六年九月二十五日の條には

幸日本與西洋天主教。結爲世仇。雖東西遙隔。海面俱通。彼此不能相容。凡商船往倭。有奉此教者。立卽加害。幷用鐵鑄天主之形。令下船諸人脚踹登岸。方信無疑。於此可見。其不能別有聯絡之勢矣。

とあり、幸ひに日本と西洋の天主教とは仇敵の關係にある。東西遙かに隔て、海面は倶に通じてゐるけれども、彼此相容れることが出來ない。西洋の商船が日本に到着すると、この教へを奉ずる者は立ちどころに加害せられる。また鐵鑄の天主像を下船の諸人をして足で踏ませて始めて上陸を許す有樣であるから、日本と西洋とは聯繫のないことは明らかであるといつて、安堵の意を示してゐる。このやうな國際關係の情報はすべて日本に派遣せられた中國の密偵によつてもたらされたものであつた。ところで、これらの密偵の報告は長崎において聽聞した所であるから、誤謬も相當あつたに相違ない。殊に同書第四七冊、性桂、雍正七年六月十三日の條に

據前差之朱來章寄稟回稱。此番到時。倭人頗覺疑他。留在土庫。相待雖優。但不令出來行醫。又恐其回來走漏。許其船照一張。以安其心。

とあり、朱來章が再び長崎にやつて來た時には、日本人は彼を稍々疑念を以てながめ、土庫に止めて行醫せしめなかつた。土庫とは唐館を指す。つまり日本が鎖國をして以來、中國人が長崎市内に居住することを禁じ、出島に中國人の居住する一劃を構へた。これが唐館といはれる。中國人をこゝに住まはせて貿易に從事せしめ、貿易・天主教の取締り強化を計つたのである。土庫については、同書第六〇冊、尹繼善、雍正六年十二月十一日の條に

臣留意查訊彼處消息。凡內地商人到去。原另在土庫居住。自來防閑甚密。

とあり、同書第四一冊、李衛、雍正六年八月初八日の條に

凡平常貿易之人到彼。皆圈禁城中。週圍又砌高墻。內有房屋。開行甚多。名爲土庫。止有總門。重兵把守。不許出外閒走得知消息。

とあり、さらに又同書、雍正六年十月十七日の條に

此處夷人。築墻立柵。名爲土庫。凡中國商人到彼。俱住其中。撥兵看守。不許私自出入。

と見えてゐる。このやうに、中國人は殆んどみな土庫に居住せしめられ、嚴重に監視されたのであるから、その聞き及ぶ範圍にも限度があり、また相當誤謬があつたことも已むをえないであらう。

さらにこゝに一考すべきは、派遣せられた密偵は政府から相當の給與を與へられ、日本の動靜を探偵するやう命ぜられたものであるから、月並な報告では密偵としての使命が果せない。かういふ所から、流言蜚語を報告し、時には先に述べたやうな中國政府の日本恐怖症につけこんで、自らありさうなニュースを捏造することもあつたであらうと考へる。同書、雍正六年八月初八日、李衞の上奏に對する雍正帝の硃批諭旨の一節に、曾て康熙帝が官吏を派遣して日本の情勢を探偵せしめたことを述べ、その續きに

回日復命。大抵假捏虛詞。

とあり、密偵が虛詞を捏造したことを述べてゐる。また同書、雍正六年十月十七日の條に

柳進忠・朱來章皆稱。倭夷不無窺伺妄念。

とあり、柳進忠・朱來章はともに日本が中國を侵寇する意圖のあることをいつてゐる。柳進忠は密偵ではないが、曾て長崎に行き貿易に從事してゐた者であるが、後に拔擢せられて軍人となり、浙江沿海の海防に任じた將校である。朱來章は先に述べたごとく、曾て日本に渡り醫者として重寶がられたが、後に李衞から依囑せられて密偵となり、再び長崎に來り、醫者に名を假りて、日本の情報を李衞に提供した。

また同書第四二冊、李衞、雍正七年九月二十日の條に、朱來章が歸國し、李衞にあつて報告した一節に

惟密探得。倭夷久有欲令薩摩島頭目。窺伺臺灣之意。目下尙無形迹。此係朱來章借稱建酋出庫。往見在彼居住之福建僧人全嚴。所聞者。但未知其確實。

と見えてゐる。すなはち、日本は薩摩の頭目つまり島津氏をして臺灣を侵寇せしめようとする意圖をもつてゐる。これは朱來章が長崎の中國寺院に參詣すると稱して土庫を出で福建から來てゐた僧の全嚴から聞いた所であるが、確實な證據があるわけではないといつてゐる。

このやうな密偵の報告によつて、中國の爲政者は日本に

對する警戒心を益々深めたであらう。殊に中國商人が日本の要請によつて違禁の軍人や武器・軍馬等を日本にもたらしたことは、たとへ密偵の情報が捏造した虚報であつても、それを事實として受取らしめるに役立つたことと思はれる。雍正時代に戰船の造作に意を用ひ、海軍の訓練に苦心して海防を特に強化せんとしたのは、日本に對する防禦といふことが重要な一つの素因をなしてゐたやうである。

八　雍正帝の通貨政策

ところで、以上述べたやうに、恐怖の的である日本に對して、皮肉にも中國政府は鑄錢材料の銅を買ふために、中國商人を長崎に渡航せしめざるを得なかつた。然るに先に述べたやうに、日本からは諸種の違禁の人や物を要求せられた。中國商人の日本渡航を禁止すれば、問題は簡單に解決するが、銅斤は中國においては制錢鑄造のため必須の物資であつた。雍正帝や李衞がたとへ違禁の人や物であつても、日本に對してある程度寛大な處置をとつたのは、やはり銅觔の購入が不利になることを慮つたために他ならぬであらう。雍正硃批諭旨第八冊、佟吉圖、雍正二年九月十五日の條に

至商船由寧關出洋。其南洋一帶。遵例禁絕。獨安南因辦銅之故。仍許商船往販。

とあり、雍正二年には中國船の南洋に渡航することは、未だ禁止せられてゐたのであるが、安南は特に銅觔を購入する必要から、その渡航を許可してゐる。かやうに、當時は銅斤を購入するために、あらゆる便法を講じてゐた。況んや日本は東洋における最大の銅産國であつた。これまで中國の鑄錢は殆んど日本銅に依存してゐたので、中國船の日本渡航を禁止するなどは到底實施しうる所ではなかつた。

それでは、銅錢は何故にそれほど中國では必要であつたかといふに、農民は生計が細かいから銅錢を必要としたことはいふまでもないが、とくに多數の下級の軍人と官吏との俸給支給のためである。これらの軍人や官吏も經濟生活が些小であるから、小額の銅錢が必要である。政府ではこの俸給の銅錢を鑄造するためには苦心をした。銅錢の不足から錢價は絕えず騰貴し勝ちで、この傾向は國初から嘉慶の頃まで續いた。錢價の騰貴は經濟界を不安定にするので、政府では錢價の安定にはあらゆる努力を拂つた。また銅錢

の不足は私鑄を誘發し、これがまた經濟界を動搖せしめた。

同書第六〇冊、尹繼善、雍正八年三月二十二日の條の硃批諭旨に

據奏。私錢如不設法查禁。制錢不得流通等語。此論非也。蓋私錢之未淨。盡緣制錢不敷所用故耳。直省莫不皆然。

とあり、私鑄がやまないのは、結局制錢が流通するに足らないからであると、雍正帝はいひきつてゐる。雍正帝の通貨政策もこゝから出發してゐる。つまり錢價の安定を計るためには、制錢を多量に增鑄するより外に方法がない。ここから制錢の增鑄策が打ち出されて來た。これがためには、鑄錢材料の銅を確保しなければならない。それには銅山を開發するか、それとも銅を外國から輸入するかの二つの方法がある。

ところで、銅山の開發については、雍正帝は極めて消極的であつた。同書第一九冊、雍正六年十二月十日の條に、王士俊が粵東の銅山を開發すべきことを上言したるに對し、雍正帝は

粵東開採一事。言之者甚衆。朕殊不以爲然。蓋緣粵省不比滇黔。一者民俗善盜。二者米穀不敷。開採雖獲礦砂之利。然寒不堪衣。饑不堪食。而聚集數十萬不耕之人。於荒山窮谷之中。其害不獨有悞農業而已也。縱云窮黎餬口資藉。終非養民之上策。

といひ、更に同書第三五冊、雍正九年六月二十九日、焦祈年の上奏に對しても、雍正帝は

粵東礦廠。除嚴禁之外。無二議也。實力訪察禁約。毋懈。

（中略）該省之不宜開採。蓋緣米價昂貴。盜案每繁之故。

といつてゐる。つまり、雍正帝の考へでは、銅山を開發すれば、無賴の徒が多數集り、盜案が續出して治安がみだれるのみならず、米價が騰貴して經濟界を動搖せしめる。これが獨裁君主として最も忌むべきことであつた。雍正帝が銅山の開發について極めて消極的であつたのはこゝにその理由があつたやうである。そこで鑄錢の材料を確保するために、先づ銅禁令を發布して民間の銅器使用を極度に制限し、もしくは禁止した。清代を通じて雍正時代、銅禁令が最も嚴重であつたのはこれがためである。國內においては銅禁令を發布して舊器を收買する一方、他方では外國ことに日本からは、商人を督勵して銅斤の輸入につとめしめた。雍正から乾隆にかけて雲南の銅山が開發されて來たのは、

日本の産銅が減少し、從つて輸出銅が次第に減少して來たことに因るものらしい。しかし、雍正時代の鑄錢材料の大部はなほ日本に依存してゐたのである。清朝政府は日本との貿易をいかに危惧してもこれを停止するわけには行かなかつた。

九　總商の設立

それでは、違禁の人物はいかにしてこれを取締るかといふ問題に直面せざるをえなくなつたわけである。李衛はこれがために、總商の制度を制定して日本へ渡航する商船を取締らせることにした。雍正硃批諭旨第四一冊雍正六年十一月初三日の條に

至各洋商貿易之事。既不便遽行禁絕。但從前止領夷人倭照。我天朝並未定有到彼作何管束稽查之法。是以聽其爭先獻媚。

とあり、また同書、雍正六年十二月十一日の條に

商人貪其倭照貿易。惟命是從。若不嚴加稽察。將來無所底止。（中略）是各省商人。多在江浙二處出口。賢愚不等。散漫無紀。非設商總盤查。無以專其責成。

とあり、李衛は、現今日本との貿易を遽かに禁止することは出來ない。たゞこれまで中國商人を取締る法がなかつたので、中國商人は日本から信牌を入手しようとして、爭つて日本に違禁の人物をもたらしたとなし、これが對策として總商をおいて商人を管理監督させようといつてゐる。さらに前揭十一月初三日の記事の續きに

會同江南督撫諸臣設法。於各商之中。擇其身家最是殷實者數人。立爲商總。凡內地往販之船。責令伊等保結。方許給以關牌縣照置貨。驗放各船人貨。卽著落商總。不時稽查。如有夾帶違禁貨物。及到彼通同作姦者。令商總首報。於出入口岸處所密拏。倘商總徇隱。一體連坐究罪。庶幾事有責成。可杜前弊。

とあり、また前揭十二月十一日の條の記事の續きには

臣與范時繹・尹繼善。公同酌議。當面傳集洋商。博訪利弊。令其公擧殷實老練之人數名。臣等又加察訪。甄別派出閩浙各商李君澤等八名。立爲商總。責令分省稽查。一切盤驗擧首之法。詳細開列。使之互相牽制。

と見えてゐる。すなはち、李衛は先づ關係する江南の督撫、范時繹・尹繼善と相談し、洋商を集めて殷實老練の商人八

名を選ばしめて總商（商總）に任命した。總商の職務は、先づ渡航商人の積荷を調べ、違禁の人物を夾帶するや否やを檢査し、もしあれば之を政府に報告せしめるにある。もし總商が馴れあつて隱匿すれば連坐の罪にとふ。總商は各自省分を分つて稽査せしめ、また總商相互はたがひに牽制しあつて、稽査の效を現はさしめんとした。八名の總商が擇ばれたのはそのためであらう。なほ總商は政府側と色々と折衝の任に當らなければならない。その代表者として總商頭があつたやうである。いま述べた李君澤が總商頭であつたらしく、同書第四二冊、李衞、雍正八年三月初十日の條に

今據總商頭李君澤稟。近有伊之行商鄭恒鳴船回。

と見えてゐる。なほこゝで注意されるのは、外國に渡航する商人も組合を作つてゐたらしく、こゝに見える行商は組合の商人を指すものである。總商は行商中の有力者が選ばれたものと見える。このやうに總商を設立した結果、李衞は前揭の記事に續いて、

東洋貿易各船。自設立總商。稽查之後。出入均有責成。盤驗極其嚴密。從前隱弊。稍爲肅剔。

といひ、總商を設立して以來、積荷の檢査が嚴しくなり、從來のやうな弊害が稍々なくなつたと述べてゐる。些か手前味噌の感がないでもないが、李衞の平常の言動から察すると、全くそのいふ通りであらうと思はれる。以後、外國貿易、とくに對日貿易はこの總商の監督のもとに行はれることになつたのである。こゝからまた新たに諸種の弊害が派生したことは、揚州における鹽商と總商との關係と同斷であらう。

十　結　語

以上、數節にわたつて正德新例を中心に康熙・雍正時代における日清貿易の推移について考察を加へた。康熙・雍正といふのは清初とおきかへてもよい。たゞ康熙・雍正と限定したのは次の理由によるものである。康熙時代は日清貿易上、重要な時代で、日清貿易額は清朝を通じて最高に達し、日本の銀銅もこの時代には最も多く輸入せられた。正德新例が發布せられたのもこの銀銅の輸出を制限するにあつたことは先に述べた通りである。雍正時代はなほ康熙時代の繼續であつた。たとへ銀銅の輸出が制限せられたと

いつても、中國の日本銅を要求する態度は依然として變らず、銀も亦多量に中國に流入したらしい。ところが次の乾隆時代になると情勢が大分變化する。雍正時代には制錢鑄造材料の銅はなほ日本銅が多きを占めてゐたが、乾隆時代になると、日本銅は相當多量に輸入せられたけれども、しかし鑄錢材料の主體は雲南銅に移つた。また銀も乾隆の半ば頃からは逆に日本に流入する傾向が現はれた。通航一覽卷一九九「舶來金銀數量」に「北窓瑣談」を引き

明和年中より金銀ともに、唐土より年々本邦へ持來る事にはなりぬ。（中略）も金もインスと稱して純金年々に持渡り來る。

と見えてゐる。明和は乾隆二十九年（一七六四年）から三十七年（一七七二年）まで續いた。金價はすでに德川幕府の初め頃から日本で騰貴し、金は國外から流入する傾向にあつたが、銀はなほ乾隆の中頃まで日本から中國に流入してゐた。ところが、中頃以後になると、中國の金のみならず、銀もまた日本に逆流するやうになつたことは特に注目すべき現象である。清朝の中國支配の初期には絹・茶・陶器等の輸出によつて多額の外國銀が流入し、これが諸產業に投資せられ、產業の開發を促した。その結果、多數の失業者が吸收せられ、社會は割合に平穩であつた。清朝の中國支配が割合に圓滑に進捗したのはこゝに一つの重要な原因があつたと考へる。かういう意味で康熙・雍正時代は清朝においては重要な意味をもつてゐる。事實清朝の獨裁君主權は雍正帝に至つて確立した。

ところで清代における外國銀の流入については、墨銀が西歐人の手を通して多數中國に流入したことはすでに先學によつて屢々注意せられてゐる。然るに我が國の金銀が多數中國に流入したことについては案外等閑視せられてゐる感がある。尤も日本の金銀が多數中國に流入した事實についてはすでに若干の研究があるが、たゞ日本の金銀が中國に流入し、中國の政治・經濟・社會にいかなる影響を與へたかについては注意が向けられてゐないやうである。先に指摘したごとく、德川幕府が始まつてから約百年の間に、金六百十九萬餘兩、銀一億一千二百二十六萬餘兩が海外に流出した。尤もこの數字はなほ實證的に考究すべきであつて、そのまゝには信じられないが、莫大な金銀が流出したことは間違ひない。これらの金銀が直接みな中國に流入し

たわけではないが、しかし結局はその大部分が中國に流入したものと想像せられる。ポルトガル人やオランダ人が日本から金銀をもち歸つても、その多くは絹・茶・陶器等を中國から買ふために使用せられたからである。今假に前記の金銀が全部中國に流入したとし、これを銀に換算せんに、金價を低目に見積つて金一兩銀十兩として計算すると、金六百十九萬兩は銀六千百九十萬兩になる。すなはち一億七千四百十六萬兩の銀額が明の萬曆二十九年（西曆一六〇一年・慶長六年）から康熙四十七年（一七〇八年・寶永五年）まで約百年餘りの間に日本から中國に流入したことになる。なほ此の後銀は乾隆の中頃（十八世紀の後半）まで五六十年間にわたつて日本から中國に流入した。これらを總計すると少くとも銀高にして二億兩程の銀が日本から中國に流入したことになるであらう。尤も金は先に述べたやうに中國から日本に逆流してゐたから、これを考慮に入れても莫大な金銀が中國に流入したことは間違ひない。このやうに莫大な金銀が明末から清の乾隆の中頃までに日本から中國に流入したとすれば、中國經濟界に與へた日本金銀の影響には甚大なものがあつたであらう。明末から清代にかけて西歐や米國から中國に流入した銀は總額大約二億兩であつたと推定せられてゐる（小竹文夫氏「明清時代における外國銀の流入」「近世支那經濟史研究」所收）。このやうに考へると、清代ことに康熙・雍正時代における長崎貿易は中國の政治・經濟・社會に對して重要な役割を果したことになる。

なほ先にも指摘したごとく、清朝初期における制錢鑄造の銅斤は殆んどみな日本に仰いでゐた。乾隆時代になると、制錢鑄造の銅斤は雲南銅が主役をつとめるやうになつたけれども、日本銅も依然として重要な役割を果し、かゝる傾向は清朝末年までも續いた。制錢は主として官吏や軍人の俸給として支給せられ、これが商人の手に渡り、遂に農民の懷にはいつてゆく。次に農民から商人もしくは政府の手に流れてゆく。大體このやうな循環徑路を辿つて制錢は流通したものと考へられる。制錢の不足から清朝では國初から嘉慶の頃まで錢價は昂貴する傾向が強かつた。このやうな情勢のうちにあつて、ともかくも相當額の制錢を鑄造して錢價の昂貴を抑制し、經濟界に安定を與へ、延いては官僚や軍人の生活をある程度保障することが出來たのは、日本銅の輸入による所が大であつたわけである。かく考へ來

ると、日本銅の輸出は中國經濟界の安定、延いては清朝における獨裁君主權の確立に寄與する所が大であつたことがみとめられるであらう。

以上は主として中國側の政治經濟乃至は社會の面から長崎貿易を眺めたのであるが、これを日本側から見ても、經濟文化の面において重要な意義をもつてゐたことは贅言を要しないであらう。たゞこゝで一言したいのは生絲の輸入についてゞある。長崎貿易において輸入の大宗をなすものは生糸であつたことは周知の通りである。生絲の輸入に對しては絲割符制が施かれ特定の商人の獨占販賣が許されてゐた。この生絲の輸入によつて我が國近世の絹織物業が發達したわけで、我が國にとつても生絲の輸入は缺くことの出來ぬ重要な物資であつた。中國では生絲の輸出は禁止せられてゐたことは先に指摘したが、只日本に對しては銅を買ふ必要上その輸出を許してゐた。皇朝文獻通考卷一七に

至(乾隆)二十五年。禁止絲觔出洋。復奏定額商楊裕和及官商范清注等每年出洋者。十六船。共辦銅二百萬觔。除置帶糖霜藥材等貨外。每船應配帶綢緞三十三捲。以重一百二十觔爲一捲。毋許浮多。責成江南海關及浙江乍浦二處官員。照例稱驗輸稅。二十九年。以弛絲觔出洋之禁。復令每船。准配帶湖絲。照原定綢緞之數。抵算出口易銅。以供鼓鑄。

と見えてゐる。こゝに額商とあるは官商に對するもので、民商を指したものである。右の記載によれば、乾隆二十九年になつて、始めて日本に對する生絲輸出の禁を弛めたやうに解せられるが、この弛禁とは乾隆二十五年に一度出洋を禁止した禁例を弛めた意味であらう。從來多額の生絲が日本に輸出せられたことは通航一覽を見れば容易に理解せられるところである。

ところで、正德五年の貿易制限によつて生絲の輸入額は減少した。このことは我が國における養蠶業の發達を促すことゝなつた。明和・安永(乾隆の中頃)の頃から東國において養蠶が次第に勃興して生絲の價格も安くなり、文化・文政(嘉慶頃)の交より輸入生絲は著しく減少した。却つて幕末に至ると我が國の生絲が輸出せられるやうになり、形勢は逆轉した。このやうに正德の新例以後、中國船は貿易額・船隻數において著しく制限を受けた。しかし、幕末まで中國船は相變らず長崎に入港し、彼我の交易は續けられ

た。たゞこゝで注意すべきは公の長崎入港數は制限せられたけれども、これ以後は中國の密賣船の渡航は相當增加したのではないかと考へる。

先に述べたやうに、日本の銅の輸出制限は直ちに中國の銅價に影響した。このやうに日清貿易は日清兩國の社會を連絡する重要な紐帶であつた。西歐人との貿易が中國社會に大きな影響を與へたとすれば、長崎とは五六日の航程にすぎぬ中國との貿易が兩國社會に相互に影響し合はぬ筈はないであらう。中國社會の發展に長崎貿易が相當重要な役割を演じたことをみとむべきであると共に、近世日本の發展にも長崎貿易が色々の方面で重要な意義をもつてゐたことを再確認すべきではなからうか。金銀移動の實證的研究はなほ今後の研究を俟たなければならぬが、こゝでは日清兩國社會の推移變遷を考へる場合には、常に長崎における兩國の文化的經濟的乃至は政治的な接觸に留意すべきであることを強調して擱筆する。

〔附記〕康熙五十四年における信牌問題には、福建出身の莊運卿等と浙江の商人胡雲客等との間に、地域的な利害關係の對立があつたことが、山脇悌二郎氏の「近世日支貿易における福州商人の沒落」（東方學十二）に見ゆ。脫稿後氣づいたので附記しておく。參照せられたい。昭和三十三年一月十八日稿了。

雍正二年の縉紳・中樞全書（その一）

我々が雍正時代史研究に浮身をやつしていると、天。もこれを憫んでか、奇蹟めいたことがよく起る。今度の雍正二年の「縉紳全書」と「中樞全書」の出現の如きもその一つである。清朝の文武官員名簿とも言うべき右の二書は、ずつと時代の下つた清末光緒頃のものならばいくらも見受けるが、乾隆以前にもなると殆んど稀である。ところが我々が丁度欲している雍正年間のものが出現したのである。それは近衞家の陽明文庫が長い間京都大學に寄託されていて、大戰前に新館が嵯峨野にできて移轉する際、一部を京大に寄贈されたのであるが、その中に右の二書が含まれていたのを、これ迄誰も氣付かなかつた。それが偶然、中國文學の小川教授によつて發見されたわけで、我々はこれを見て驚喜し、額に手して慶賀した次第である。

縉紳全書は縱廿五糎八、橫十七糎三、表紙に

文陞閣縉紳全書 雍正甲辰冬季

とあり、見返しの右欄に

增補加級驛遞土產程途及地方衙僻進學額數

とあり、中央欄に書名があり、左欄には

凡新選補官爵祈將　京都西河沿九間樓對門發兌
台號旗分籍貫速頒以便刊刻

とあり、次に序文があつて、當時縉紳全書は坊間に行わるゝもの四五種を下らぬが、本書が最も正確だと誇り最後に次の語で結ぶ。

大清雍正癸卯年二月中和後五日　師濟堂主人識

The Clerk and the Private Secretary in the Ch'ing 清 Dynasty

Ichisada Miyazaki

With a view to checking corruption and high-handedness of the Government clerks or lower classes of officials, the Ch'ing Government adopted various measures from the very beginning of its rule; for example, the system to shift officials at the Government agency every half year, and the isolation system, which was adopted at such upper agencies as the Governor-Generals', Inspector-Generals', and Adminstrator-Generals' offices to make the clerks reside in the compound of office and keep them out of contact with the outside. In the reign of Emperor Yung-chêng 雍正 the isolation system became practised even at the Provincial Governments. The practice of local officials' presenting confidential reports to the emperor resulted in enhancing the position of their private secretaries and in checking arbitrariness and high-handedness of the clerks. Besides those private secretaries personal servants were often in a position to watch the clerks. One of the largest defects with the clerk system was that the clerks were not on the Government's regular pay-roll. They depended upon a kind of extra tax levied on the sum of regular and additional taxes, but they went so far as to extort various kinds of bribes from the people. The spread of bribery, which was rapidly increasing after the reign of Yung-chêng, tended to accelerate corruption in the administrative system of Ch'ing.

Sino-Japanese Trade during the Reigns of Emperors K'ang-hsi 康熙 and Yung-chêng

Tomi Saeki

It was a practice from the beginning of the Ch'ing dynasty to pay

soldiers in copper coins. Since copper production was rather small in China, they used to import it from Japan. Already in the closing days of Ming 明, Chinese traders began to import copper in exchange for silk, sugar, medicines, etc., through the port of Nagasaki. With the development of trade with China the production of copper in Japan made a rapid progress, but as the result of exhaustion of rich mines copper production declined, and restriction was imposed on the export of copper. In 1715 the number of Chinese boats coming to Nagasaki was limited by the Tokugawa Shogunate. Such a situation led to serious disputes among the Chinese traders, and the slanderous charges made by the unchartered traders against the chartered merchants resulted even in a big political trouble, which was partly due to the fear of the Ch'ing Government to the Japanese pirates who had ravaged the coastal provinces of China during the Ming period. On the other hand, the Tokugawa Shogunate imposed restrictions not only on the export of copper but on that of gold and silver, which began to give adverse effect on Japanese economy, while the policy of the Shogunate brought a rise in the price of copper.

Emperor Yung-chêng's Educational Reform

Toshikazu Araki

The Ch'ing dynasty appointed, as a rule, public school instructors from among those who passed civil service examinations. But Emperor Yung-chêng broke the rule, and appointed instructors from among those who failed in examinations. In and after the Sung 宋 period there came into existence those private colleges known as *shu-yüan* 書院, which were set up by the local literati and great learned men. Emperor Yung-chêng helped to established a private college in each province by subsidizing from the Imperial purse, and eventually it was made a Government institution. He also set up a system of local examinations for appointing public school instructors instead of the old practice of appointment without examination by the Ministry of Personnel.